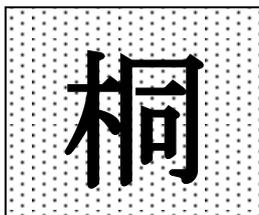


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1045 号 ver. 2 (1046 号)
2012 年 1 月 23 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

春闘交渉第 6 回及び緊急団体交渉報告

アルバイト職員の交通費支給：2012 年 1 月勤務分から開始

臨時・嘱託職員の忌引き休暇は専任と同等と決定

2011 年 12 月 13 日に行われた春闘第 6 回団体交渉と同月 29 日に行われた緊急団体交渉の内容を併せてご報告いたします。

大東文化大学教職員

第 6 回春闘交渉 (12 月 19 日 18:30-21:53)

参加者：学園側 (林事務局長、古川学務局長、鮫島財務部長、大熊人事部長→課長、他人事課職員 3 名

組合側 (沼口委員長、前田書記長、首藤委員、高尾委員、兵頭委員、山口由委員、窪田委員、金指委員)

緊急団交 (12 月 29 日 9:30-11:35)

参加者：学園側 (林事務局長、古川学務局長、大熊人事課長、他人事課職員 1 名)

組合側 (沼口委員長、前田前書記長、首藤委員、兵頭委員、窪田委員)

第 6 回春闘交渉に先立って、11 月 22 日に組合連合から春闘案件の継続交渉部分を含む「団体交渉申入書」を提出、さらに 11 月 28 日、12 月 8 日に申し入れ内容を書面で学園側に提出した。

第 6 回春闘交渉冒頭、組合委員長から林事務局長の前回の団交時の冒頭の発言について、団体交渉に臨む姿勢として極めて不適切であった旨を指摘し、不用意な発言を慎むよう申し入れ、事務局長からお詫びの発言があった。その後、書記長から「桐」1044 号でアルバイトの交通費の開始予定として理事会側から示された期日の記載に誤りがあった件につき、訂正

とお詫びの発言をした後、団体交渉に入った。

1. アルバイト職員の交通費支給について

第5回団交において支給の方向が示されたものの、支給開始時期がその後の回答書（11月14日付）において2012年4月以後の勤務分からとするものであったことと、支給の条件が明示されていなかったことを承けて、組合は11月22日に要求文書を発した上で団体交渉に臨んだ。その後の12月19日付けの理事会文書回答には、一日の上限を4000円として支給する旨記されており、その趣旨が不明だったため、組合は28日付けの緊急団交申し入れにおいて本件を案件に含めるよう要求した。緊急団交の席上、上限を4000円としていたのは、学生部の非常勤カウンセラー、法科大学院の学習指導員等、特殊な専門性を要し、広い地域を対象に候補者を募るべき職種を含めた設定であったことが明らかにされた。理事会側は、通勤負担が少ない近傍の居住者を採用している一般のアルバイト職員に対する交通費支給としてはこれが適切でないことを認め、組合の要求どおり1日の上限を600円とし、通勤定期による交通費がこれを下回る場合は通勤定期の額とするとの再回答がなされた。これにより、2012年1月勤務分から全てのアルバイト職員に、申請された通勤経路に応じて公共交通機関利用分の交通費が支給されることとなった。

なお、通学定期等での交通費支出を行い得ない勤務地での学生アルバイト雇用は今後行わない方針とのことである。非常勤カウンセラー、法科大学院の学習指導員には従前どおり実費満額支給が行われる。

今回の交渉の過程で、学生部のカウンセラーがアルバイト扱いとされているという交通費支給とは別の問題が明らかになった。これは業務内容に応じた職種の位置づけとして問題を含んでいる可能性があり、学生相談室の充実を図る上でも今後の課題と言えよう。

2. 嘱託・臨時職員の忌引き休暇について

専任も嘱託・臨時職員も同じ対応をすることが約された。第6回春闘交渉においては、専任に近い勤務形態の週5、6日勤務者は専任と同じ対応とするが、週4日以下、1、2日の職員は今まで通りとしたいとの意向が示されたが、12月19日の文書回答において修正がなされた。

3. 非常勤講師の健康診断

専任教職員に対する健康診断を非常勤講師の希望者にも受けてもらうことができるようにとするとの理事会側の意向が示され、その後の回答書において半額程度を学園負担とし、現行の検診体制の中に非常勤講師の受診希望者を加える旨回答された。組合からは費用負担他

詳細について今後も団交案件としていく旨を文書で伝えた。

4. 防災・減災のための環境整備

冒頭、大学執行部が主導して学生部で作成された携帯サイズ版「防災対応マニュアル」及び「緊急避難先届出票」が配布された。多言語対応等の課題は残るものの、他の対応に比して早期の実現が見られたことを組合は評価するとともに、非常勤講師にもこれを配布するよう要望した。非常勤講師は学内滞留時間が短くキャンパスに不案内な場合があるために緊急避難行動においてハイリスクとなりやすい存在だからである。キャンパスハザードマップ＝安心・安全マップ作成ほかに関しては、相変わらず進捗がない旨理事会側から報告され、前回団交において約された外部専門家招聘を含め、早急な進捗のために努力する旨改めて表明があった。東松山キャンパスにおける避難訓練は4月以後に実施予定であり、高校備蓄品については東京都からの補助金を利用して整備するとのことである。高校の防災マニュアルについては、校長とも相談し、早急に対応する旨約された。

5. その他

5-1. 嘱託、臨時職員の定年の違いについて

嘱託、臨時職員の定年設定が職種によってまちまちであることの問題点を組合は従前より指摘してきたが、今回の団交ではとりわけ情報センターの嘱託、臨時職員の定年が 55 歳となっていることについて、その根拠を尋ねた。学園側からは、各キャンパスに配属された情報センター専門嘱託職員の人数が示されたが、根拠の説明はなされなかった。その後の書面による回答においても、根拠不明とされており、今後も継続案件としていかざるを得ない。

5-2. 高校教員の学園規則集閲覧

高校教員には学園規則集を見るためのパスワードが発行されておらず、高校内で一般教員が閲覧可能な規則集は図書室に1冊あるのみで、不適當であることを指摘し、規則集へのアクセスが容易になるよう早急な対応を求め、web版へのアクセス権については検討・対応する旨約された。理事会側によれば、紙ベースの規則集は部数が限られていて直ちに貸与冊数を増やすのは困難とのことであったが、この対応は不可解かつ不快である。高校への貸与冊数を増やすのが不可能なほど予備部数が極端に少ない状態であるのが事実であるなら、それ自体が大いに問題であろう。また、従前から要請してきたとおり、規則集のweb一般公開も早急に検討するよう改めて申し入れた。

5-3. 組合への学園業務用名簿貸与について

名簿更新に際して組合への新名簿貸与が一方向的に停止されたのに抗議したところ、具体的

な目的を明記してもらい、その目的に照らして貸し出したい旨説明があった。

5-4. 過半数代表との協定締結手順について

期末・勤勉手当の算定にあたり、職務に対応する加算額の 30%削減についての規則改正にあたって、組合との団交での合意事項である以上、過半数代表に改正規則案を示す際に組合に規則案を示すべきであるが、今回人事課はそれを怠った。組合は人事課の対応が不適切であったことを指摘し、抗議した。これに対して、学園側から非を認める発言がなされた。人事課宛には複数回の催促をしていたが対応がなされず、団交席上の抗議となった。今後の対応を注視したい。

5-5. センター入試の収支について

理事長に確認の上、公開できるか回答したいとの理事会回答が団交席上でなされ、その後書面で「今年度春闘においてご説明した理由により、開示しないものとする」との回答があった。これまでの団交席上、「理由」の「説明」はなされておらず、今後の課題となった。

5-6. 環境創造学部前学部長詐欺事件問題

学園から提出した文科省への報告書が教職員に報告されるのかを問うたところ、理事会側からは、前回同様、公式 web サイトへのアップも含め、学園構成員への報告を行う予定である旨表明された。

5-7. 留学生授業料減免

来年度から留学生授業料の減免率を 20%に引き下げることになっているが、減免率を 30%に戻す国際交流センターからの要望について検討されているか問うたところ、未検討の旨が明らかにされ、予定通りの施行で問題があるという認識がない旨が述べられた。移行措置がとられないまま予定通り新減免率の適用がなされた場合、在學生はもとより、従前どおりの授業料減免制度の案内が掲載された募集要項によって志願した 2012 年度入学生にとって、これは実質的な授業料の値上げに相当する事態となる。法的な問題とは別の問題性を理事会側は認識すべきである。

5-8. 職員コンプライアンス研修

各教授会に日程を合わせて教員対象のコンプライアンス研修が実施され始めたのを承け、組合側から職員対象のコンプライアンス研修の実施状況を問うたところ、教員研修に先立って夏に実施済みである旨回答された。関連して組合からは、労働法、税務等に関わる業務の質の向上が喫緊の課題であるとの認識を伝え、人事課職員、部課長クラス職員を対象

に、学内講師による研修等を積極的に推進すべきではないかという問題提起を行った。これに対して事務局長からは学内講師による研修であれば講師謝金が節約できて望ましいとのみ回答がなされた。講師謝金の節減以前の問題として、学内講師による事務職研修においては事務職員と教育職員との健全なパートナーシップ構築に向かって努力する姿勢が必要不可欠だが、その認識が事務職トップにどれだけあるかが不明であった。

以上、簡単ながらご報告とさせていただきます。今回の報告は、春闘案件の継続交渉部分を主としました。なお、特定組合員の待遇に関わる案件については、個人情報等に言及せざるを得ない部分があるため、現時点での報告を差し控えさせていただきます。

2012 年度連合執行委員、選出される。

2012 年度の連合執行委員が、以下の様に選出されました。大東文化学園が直面する諸問題に関して、積極的に取り組んで行く所存です。皆様の御支援と御協力の程、お願い致します。

執行委員長	沼 口 博	(文・教育)
副委員長	池 田 祐 輔	(第一高校)
書記長	金 指 紀 彦	(第一高校)
書記次長	山 口 由 二	(環境創造)
執行委員	竹 永 進	(経済・社会経済)
執行委員	柴 田 善 雅	(国関・国関)
執行委員	兵 頭 圭 介	(ス健・健康)
執行委員	森 稔 樹	(法・法律)
執行委員	平 尾 淳 一	(法・政治)
執行委員	白 井 春 人	(外・英語)
執行委員	首 藤 禎 史	(経営・経営)
執行委員	小 池 剛 史	(文・英米)
執行委員	窪 田 正 吉	(第一高校)
執行委員	矢 部 秀 子	(第一高校)
会計監査	松 尾 敏 充	(経営・経営)
会計監査	高 沢 修 一	(経営・経営)

(書記局)

本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。
併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。